

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省） 漁業集落復興効果促進事業事務取扱要領

平成24年6月19日 24水港第1363号

平成25年3月13日 最終改正

水産庁長官通知

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第5の4及び東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）第4の4に規定する農林水産大臣に対する漁業集落復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類（以下「使途内訳書」という。）の提出については、以下のとおり取り扱うこととする。

第1 漁業集落復興効果促進事業の使途内訳書の提出の手続

- 1 漁業集落復興効果促進事業の使途内訳書の提出は、農林水産大臣宛ての漁業集落復興効果促進事業使途内訳提出書（参考様式第1、以下「提出書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、提出して行うものとする。
 - 一 漁業集落復興効果促進事業総括表（別添1）、漁業集落復興効果促進事業使途内訳提出調書（別添2）及び漁業集落復興効果促進事業の概要を示す書類（別添3）
 - 二 事業費財源表（参考様式第4、漁業集落復興効果促進事業に、東日本大震災復興交付金（以下「交付金」という。）、一般財源及び地方債以外の財源を充てようとするときに限る。）
- 2 提出書は、内閣総理大臣を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。ただし、特定都道府県は、提出書の提出にあたっては、関連する基幹事業の実施主体である特定市町村の合意を得るものとする。
- 3 提出書の提出をもって、漁業集落復興効果促進事業に着手することができるものとする。ただし、農林水産大臣から、提出書の記載事項の修正を受けたときは、当該事項を修正するものとし、当該修正を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で、漁業集落復興効果促進事業等に着手するものとする。

第2 漁業集落復興効果促進事業の使途内訳書の変更提出

- 1 漁業集落復興効果促進事業の使途内訳書については、次に掲げる変更をしようとするときは、農林水産大臣宛ての漁業集落復興効果促進事業使途内訳変更提出書（参考様式第2、以下「変更提出書」という。）に、第1の1の一及び二に定める書類を添付し、これらを提出して、使途内訳書の変更提出を行うものとする。
 - 一 東日本大震災復興交付金制度要綱別表2-2に掲げる事業及び復興地域づくり加速事業（以下「細要素事業」という。）の新設又は廃止。
 - 二 細要素事業に要する経費の配分を変更する場合
- 2 細要素事業に要する経費の配分の変更で、細要素事業の交付額の総額に変更が生じないものは、軽微な変更とし、1の二の規定にかかわらず、農林水産大臣への変更提出書の提出を要しない。

第3 漁業集落復興効果促進事業の完了予定期日の変更

- 1 細要素事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、細要素事業に関する農林水産大臣宛ての完了予定期日変更報告書(参考様式第3)を提出し、報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後6か月以内であるときは、この限りでない。
- 2 1に規定する完了予定期日の変更が、細要素事業の新設又は廃止、経費の配分の変更(第2の2の軽微な変更に該当するものを除く。)に伴うものであるときは、1の本文の規定にかかわらず、第2の1に規定する変更提出書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載し、提出するものとする。

第4 細要素事業の内訳の整理

- 1 第1の提出書又は第2の変更提出書は、細要素事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 1により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、第1の提出書又は第2の変更提出書に当たっては、提出を要しないものとする。

第5 その他

提出書を受領後、農林水産大臣は、可能な限り速やかに修正の有無を回答するものとし、回答までに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

附則

施行期日

この通知は、平成24年6月19日から施行する。

附則

施行期日

この通知は、平成24年12月11日から施行する。

附則

施行期日

この通知は、平成25年3月13日から施行する。

農林水産大臣 宛

申 請 者 名 印

漁業集落復興効果促進事業使途内訳提出書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金の漁業集落復興効果促進事業の使途内訳について、関係書類を添えて、下記 1 のとおり、提出します。

なお、使途内訳書に記載の細要素事業について、下記 2 の条件を了知の上、着手することとします。

1. 復興交付金事業計画の名称

〇〇計画

××計画

2. 条件

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）漁業集落復興効果促進事業事務取扱要領第 1 の 3 の規定に基づく修正を受けた場合、当該修正を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該細要素事業に着手するものとする。

（備考）

1. この様式に別添 1、別添 2 及び別添 3 をあわせたものが参考様式第 1 です。
2. 第 5 のとおり、農林水産大臣の回答まで日数を要するため、提出書は十分に余裕をもって提出願います。

参考様式第2

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛

申 請 者 名 印

漁業集落復興効果促進事業使途内訳変更提出書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金の漁業集落復興効果促進事業について、内訳書類の記載事項を変更したいので次のとおり、提出します。

なお、変更後の使途内訳書に記載の細要素事業について、下記の条件を了知の上、着手することとします。

(会計区分) 〇〇〇〇

(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

当初交付決定 年 月 日 番 号	最終交付決定 変更年月日番号

記

(条件)

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）漁業集落復興効果促進事業事務取扱要領第1の3の規定に基づく修正を受けた場合、当該修正を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該細要素事業に着手するものとする。

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. この様式に別添1、別添2及び別添3をあわせたものが参考様式第2です。
3. 第5のとおり、農林水産大臣の回答まで日数を要するため、提出書は十分に余裕をもって提出願います。

参考様式第3

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛

報 告 者 名 印

細要素事業の完了予定期日変更報告書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金の漁業集落復興効果促進事業について、完了予定期日を変更したいので、次のとおり、報告します。

(会計区分) 〇〇
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

番号	計画名	細要素 事業名	提出 (上段:当初下段:最終)		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
			番号 年月日	提出対 象交付 金額	変更前	変更後	種別	繰越額	

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. 「種別」欄は、「明許繰越」又は「事故繰越」と記載して下さい。
3. 予算の繰越を伴わない完了予定期日の変更にあつては、「予算の繰越」欄を記入する必要はありません。
4. 上表への記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順として下さい。

平成〇〇年度漁業集落復興効果促進事業総括表

交付団体名：〇〇市（町村）

（単位：千円）

計画名	交付対象事業費		控除後の 事業費 (a)	交付限度額 (b)=(a)× 0.8	使途内訳を定めた対象交付金額			使途未定額 (b-e)	備考		
					前回まで(c)	今回(d)	計(e=c+d)				
〇〇計画	24年5月	配分	2,000,000	/	24年5月	当初提出	1,000,000	/			
	24年10月	事業間流用	1,200,000		24年10月	変更提出	600,000				
	24年12月	事業間流用	△ 200,000								
	合計		3,000,000	2,500,000	2,000,000	合計	1,600,000	240,000	1,840,000	160,000	

（備考）

1. 標題の年度は、当該漁業集落復興効果促進事業が記載されている復興交付金事業計画の年度を記載してください。
2. 「交付対象事業費」の欄には、漁業集落復興効果促進事業の交付対象事業費を記載し、今回の提出までに事業間流用等により漁業集落復興効果促進事業の交付対象事業費が増減している場合は、増減額、増減の要因（事業間流用）及び日付を記載してください。
3. 「控除後の事業費」、「交付限度額」及び「使途未定額」の欄は、合計のみ記載してください。
4. 過去に変更提出書の提出を行っている場合は、「使途内訳を定めた対象交付金額」の「前回まで」の欄に、当初提出とこれまでに行った変更提出書の提出の際の使途内訳を定めた対象交付金額と日付を記載してください。

参考様式第1及び参考様式第2の別添2

平成〇〇年度 漁業集落復興効果促進事業使途内訳提出調書

(単位：千円)

計画名	事業番号	細要素事業名	事業費					調査費	事業費計 (A)	控除額 (B)	事業費 (控除額の控除後) (C=A-B)	国费率 (8/10) (D)	提出対象交付金額 (C)×D	着手 年月日	完了予定 年月日	備考
			工事費内訳													
			本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及機械器具費									
〇〇計画	◆ C 5 - 1 - 1	(1) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業	(1,600,000) 300,000 <1,900,000>	(0) 0 <0>	(60,000) 0 <60,000>	(350,000) 0 <350,000>	(0) 0 <0>	(0) 300,000 <2,310,000>	(10,000) 0 <10,000>	(2,000,000) 300,000 <2,300,000>	(0.8) 0.8 <0.8>	(1,600,000) 240,000 <1,840,000>			H25.3.31	
	◆ C - -		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	<0>	(0) 0 <0>	(0.8) 0.8 <0.8>	(0) 0 <0>				
	◆ C - -		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	<0>	(0) 0 <0>	(0.8) 0.8 <0.8>	(0) 0 <0>				
	◆ C - -		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	<0>	(0) 0 <0>	(0.8) 0.8 <0.8>	(0) 0 <0>				
	◆ C - -		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	<0>	(0) 0 <0>	(0.8) 0.8 <0.8>	(0) 0 <0>				
合計			(1,600,000) 300,000 <1,900,000>	(0) 0 <0>	(60,000) 0 <60,000>	(350,000) 0 <350,000>	(0) 0 <0>	(0) 300,000 <2,310,000>	(10,000) 0 <10,000>	(2,000,000) 300,000 <2,300,000>	(0.8) 0.8 <0.8>	(1,600,000) 240,000 <1,840,000>				

(備考)

1. 本表は、漁業集落復興効果促進事業のうち、標題の年度に実施する細要素事業を記載する。
2. 「事業番号」は、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号) - (最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。(参考) C5: 漁業集落防災機能強化事業
3. 「細要素事業名称」欄には、東日本大震災復興交付金制度要綱別表2-2に掲げられた番号及び事業名を記載し、事業ごとに別添3を添付する
4. 「調査費」は内訳を明らかにしておく(提出は要しない)。
5. 上段()書きは、前回までの提出済みの額、中段には今回提出する額、下段< >書きは合計額を記載する。

参考様式第1及び参考様式第2の別添3

漁業集落復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	◆ C 5 - 1 - 1	事業名	(1) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
事業概要			

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業名ごとに作成し、概要を示す図面を添付してください。

参考様式第 4

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(漁業集落復興効果促進事業)
に係る事業費財源表

交付対象の特定市町村

(計画名) 〇〇計画

(事業名) 〇〇〇事業

(単位:千円)

区 分	総事業費	内 訳		備 考
		事業費	控除額	
交 付 金				
地 方 負 担	一 般 財 源			
	地 方 債			
	受 益 者 負 担 金			
	都 道 県 補 助 金			
	市 町 村 分 担 金			
	そ の 他			
	計			
そ の 他				
合 計				

(備考)

1. 上表は、交付金、一般財源及び地方債以外の財源を充てて行おうとする漁業集落復興効果促進事業について、細要素事業ごとに作成して下さい。(地方負担金の財源が、一般財源及び地方債のみの細要素事業については、この様式を提出する必要はありません。)
なお、同種の細要素事業が複数ある場合には、本様式は総額についてのみ作成し、計画ごと、細要素事業ごとの内訳を記載した別紙を添付しても構いません。
2. 「総事業費」は、当該年度に交付金を充てる細要素事業の事業費総額をいい、使途内訳書の提出の際における予定額を含みます。
3. 「その他」欄に計上したものについては、「備考」欄に内容を記載して下さい。